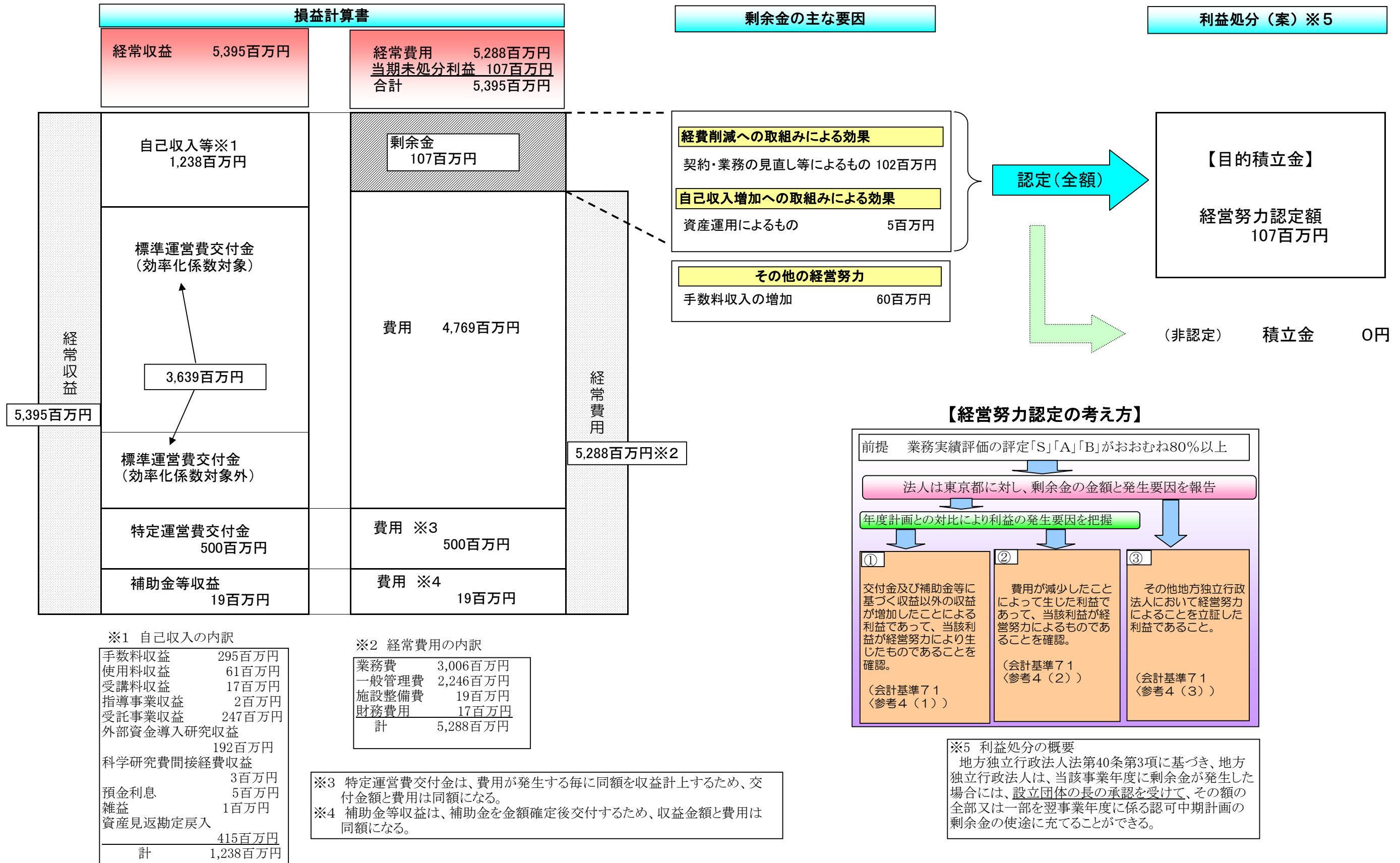


平成20年度 産業技術研究センターの剰余金の概要及び利益処分案について

利益処分の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれの要件にも合致する場合に承認する。
 ①当該事業年度における経営努力により生じた認められるもの
 ②法第26条第2項第6号に基づき、中期計画に定めた剰余金の使途に充てようとするものでかつ合理的な使途であると認められるもの



平成20年度 東京都立産業技術研究センターの財務諸表について(概要)

1 東京都立産業技術研究センター(以下「産技研」という。)の財務諸表の取り扱いについて(地方独立行政法人法第34条)

- (1) 法人は、毎年度事業終了後三月以内に財務諸表を作成し、設立団体の長へ提出し、その認定を受けなければならない。
- (2) 法人は、財務諸表及び決算報告書に関し、監事の監査を受けなければならない。
- (3) 設立団体の長は、財務諸表の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- (4) 法人は、設立団体の長から財務諸表の承認を受けたときには、遅滞なく、財務諸表等を一般の閲覧に供しなければならない。

2 平成20年度財務諸表の概要及び相互関連図

単位:百万円

